

用語「職業訓練」の派生と課題

— 概念と目的の変容 —

田中 萬年（元職業能力開発総合大学校）

問題

かつて、山崎昌甫は『訓練』を教育より低くあるいは狭く考える立場がある」ことを懸念し、特に「訓練」概念に関してはヘルバルトによりながら「教育」より上位概念であることを説いていたとのことである⁽¹⁾。

この山崎の指摘に関連する定義として、『新明解国語辞典』の次のような説明がある。

【教育】 一般的な（その方面の）知識や技能の修得や社会人としての人間形成などを目的として行われる訓練。（狭義では学校で行われるものを指す）。（－の義務化／－水準が高い地域／一家）

つまり、『新明解国語辞典』は、「教育は訓練」であるとしており、「education」の観念に近い定義となっている。

また、研究者にも評価の高い『日本国語大辞典』は「職業訓練」を次のように定義している。

労働者または労働者になろうとする者に職業上必要な技能を身につけさせること。公共職業訓練・事業内職業訓練のほか、広義には学校教育までこれに含まれる。職業補導。

しかし、このような職業訓練が学校教育を含むと言う観念はわが国には無く、一般の日本人の理解とは異なるが、この典拠についての出典を同辞典では珍しく記していない。

「職業訓練」の観念が不明確である実情について佐々木輝雄は次のように述べていた⁽²⁾。

「職業訓練とは何か?」。これはこの一五年間、私を悩まし続けてきた設問である。そこから様々な「問」が浮かび、そして消えて行ったのである。例えば、「職業訓練」の用語は日本において、何時頃出現したのであろうか。その頃の職業訓練はどのような形式と内容をとっていたのであろうか。又その制度と「近代学校制度」との関連は?、等々である。まるで玩具箱を引っくり返したような「問」の族生であり、しかもその「問」はいずれも漠としたものであった。

このような佐々木の問は、特に公共職業訓練に携わる者の多くが持つ問であり、悩みである（宗像元介）。

また、佐々木享は、「職業訓練法制定以前に『職業訓練』ということばが使われることはなかった。その意味で職業訓練法の制定が学界に与えたインパクトは大きかった」⁽³⁾と述懐している。そして佐々木享は「職業訓練」は「官庁が創り出した用語としてはおそらく類まれな傑作の一つだと筆者は考えている」⁽⁴⁾と述べている。

この佐々木の主張を僭越ながら繙けば、「官庁」とは、「職業訓練法」を制定した当時の労働省を意味していると思われる。

る。ただ、「創り出した」とは何時の時点を指しているのかは明確ではないが、「職業訓練法」が成立する以前の職業訓練は公共では「職業補導」であり、企業内では「技能者養成」または「徒弟制度」⁽⁵⁾が使用されていたので、「職業訓練法」が制定された1958(昭和33)年のことだと推測される。

本報告では先ず佐々木享の「官庁が創り出した」に注目し、佐々木輝雄が問題にしている、どのように「出現した」のかの過程を解明する。つまり、「職業訓練」の用語は「職業訓練法」に突然に明記されたのではなく、それ以前から様々な社会的な状況で使用されていたと推測されるからである。

その過程で、佐々木輝雄が問うていた「近代学校制度」との関連を巡る課題⁽⁶⁾についても考察する。例えば、「職業訓練法」以前の技能者養成や公共職業補導への進路指導を日教組は勧奨していた⁽⁷⁾が、しかし、「職業訓練法」制定後には職業訓練へのネガティブな評価が強まった。この理由は、「職業訓練」が「職業訓練法」制定以前よりも矮小化された概念によって規定されたことも一因なのかも知れない。

結論

「職業訓練」の用語は時々多様な概念と目的で論じられて来た。これを図示すると図3のようになる。

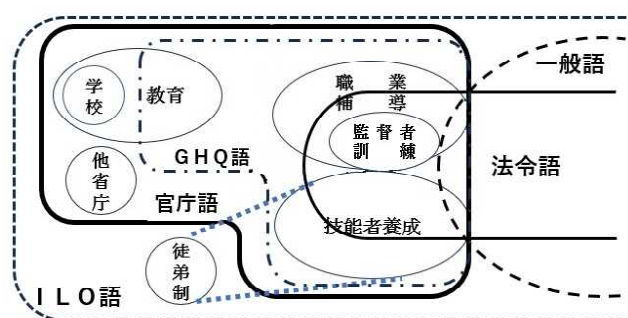


図3 「職業訓練」の普及

先ず、「ILO語」はILOが1938年に「Vocational Training」として徒弟制と学校を含んだ幅広い概念で定義した。基本的にこの観念は今日まで大きな変化は無い。

次に「GHQ語」は「Vocational Training」として最初は日本の公共職業補導を認定した。つまり、初期には徒弟制は別途に記していたが、後には「Apprenticeship」も「Vocational Training」と整理している。なお、学校教育は入れていなかった。

そして、日本側も基本的にGHQの「Vocational Training」を「職業訓練」と理解し、さらにILOが定義していた他省庁の学校等もこの中に入れて定義した。これを「官庁語」とした。ただ、これは法令等に規定された用語ではなく、当時の行政の運営において用いられていた用語である。

「官庁語」は公共職業補導をGHQが"vocational training"としたことから当初はこれを「職業訓練」とした。また、TWI(監督者訓練)は職業補導の一貫として昭和24年5月20日の「職業安定法」の改正による「補導員」の設置により始まった。そのため、「官庁語」としての「職業訓練」は、技能者養成やTWIを含んでいた。

また、「法令語」は職業補導と技能者養成、及び臨時職業訓練審議会の答申にもあった「知識」を除き、目的を「技能を習得させ」る、のように極めて狭く定義した。つまり、1958(昭和33)年の「職業訓練法」では、それまでの「職業訓練」の概念の中では最も狭く定義づけたことが分かる。

佐々木享が「官庁が創りだした用語」としたのは、上の図では「法令語」を意味していたと思われる。

このような「職業訓練法」の制定から遅れて、社会でも「職業訓練」の用語の普及が始まった。種々の国語辞典に掲載されている用語を「一般語」とした。特に一般語は「職業訓練」の理解により多様な定義が生まれている。(その他、専門分野が規定する“学術語”があるが、割愛する。)

そして、今日では、「法令語」と「ILO語」、及び「一般語」が併存する状況にある。勿論、三者とも成立時とは変化し、特に一般語では多様な見方が存在している。このことは、どの「職業訓練」の用語の定義を用いて論ずるかと言うことを明示しなければならない事を意味している。

今後の国際化の時代を考えると、ヘルバルトの理論、あるいはILOの「職業訓練」やユネスコの技術教育の定義のような国際的観念・共通認識と同じ立場になることが課題となると言える。そして、人の発達支援に関する営みを細谷俊夫が指摘したように現実を実態に基づいて整理・理解しなければならないことが求められていると言えよう⁽⁸⁾。

(注)

- (1) 丸山剛史(2021)「図書紹介 田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」』、『職業教育学研究』第51巻2号。
- (2) 佐々木輝雄(1983)「研究者としての『問』の形成」、『雇用促進』、4月号。
- (3) 佐々木享(2006)「近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観」、『職業と技術の教育学』第17号。
- (4) 佐々木享(2009)「技術教育、職業教育研究の進歩のために」、『産業教育学研究』第39巻2号。
- (5) 「徒弟」とは生徒の意味であり英語の"apprentice"も同様な意だが、わが国では当初は僧侶の弟子に使われていた(『言海』及び水上勉『金閣炎上』参照)。『言海』は「丁稚」を「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役スルモノ。」としている。
ちなみに、公布されたが施行されなかった「旧民法」の草案(1889《明治22》年)に「徒弟契約」があったが、「坊主見たい」と批判され、「習業契約」と変更された。野原香織(2013・2014)「ボワソナードの雇傭契約論」(上・下)、明治大学『法学研究論集』第39・40号。
- (6) ちなみに、戦後の企業内技能者養成と学校制度との連

携については、教育刷新委員会第13回建議が技能者養成等に大学に進学する単位制クレジットを出すべきとの建議に対して文部省が反対し成立しなかった(佐々木輝雄第2巻参照)。また、高度成長期に入ると、経済界からの要望を受け、「学校教育法」を改正し、「技能連携制度」が始まったが、継続しなかった(村上有慶参照)。

公共職業補導と学校制度との連携については「職業安定法」において各種学校を職業補導所として指定することが規定され、学校の規定では各種学校として職業補導所を認定するとしていたが、学校教育法の改正により廃止された。『戦後資料』<上><中>参照。

- (7) 田中萬年(1996)「公共職業補導制度と企業内技能者養成制度との統合化の論理と問題—「職業訓練法」成立史論—」、『職業能力開発研究』第14巻参照。
- (8) この課題の検討には木村力雄が提起している近代学校制度の課題と、三好信浩が整理している観点を検討することが肝要と考える。

(参考文献)

- ・ILO東京支局『ILO時報』。
- ・THE OXFORD ENGLISH DICTIONARY(SECOND EDITION), 1989。
- ・WEBSTER'S NEW INTERNATIONAL DICTIONARY OF THE ENGLISH LANGUAGE,1939。
- ・大槻文彦(1891<明治24>年)『言海』、牧野善兵衛。
- ・木村力雄(1972)『近代学校体制の成立と終焉の論理』、職業訓練大学校調査研究報告書第30号。
- ・佐々木輝雄職業教育論集(1987)第2巻『学校の職業教育』・第3巻『職業訓練の課題』、多摩出版。
- ・佐々木輝雄原案・田中萬年編(2024)『戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》』<上・中・下>、職業能力開発総合大学校基盤整備センター調査研究資料第140号。
- ・渋谷直蔵(1958)『職業訓練法の解説』、労働法令協会。
- ・田中萬年(2006)『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会。
- ・新村出編『辞苑』(1935、博文館)、『広辞苑』(初版・第2版・第4版、岩波書店)。
- ・『日本国語大辞典』、昭和49年、小学館。
- ・三好信浩(2023)『教育観の転換—よき仕事を育てる—』、風間書房。
- ・宗像元介(1996)『職人と現代産業』、技術と人間。
- ・村上有慶(昭和47年)『技能連携制度の研究』、職業訓練大学校調査研究資料第7号。
- ・森重雄(1993)『モダンのアンスタンス—教育のアルケオロジー—』、ハーベスト社。
- ・山田忠雄他(2021)『新明解国語辞典』第8版、三省堂。
- ・山見豊(1972)『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号。
- ・労働省編『労働時報』。
- ・労働省編(1964)『ILO条約・勧告集』、労務行政研究所。
- ・労働省職業安定局『職業安定広報』。